

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県さいたま市桜区大字神田497番地1
 氏 名 株式会社 武蔵野化学
 代表取締役 小嶋 敏夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成26年12月22日

許可の有効年月日 平成30年 6月30日



1. 事業の範囲

中間処理

蒸留・焼却：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、
 廃油（※） 以上2種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面別記1のとおりとする。

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

施設等の所在地

埼玉県久喜市桜田五丁目16番1 以上1筆（面積8,073.76m²）に限る。

処理施設及び保管施設の概要は裏面別記2のとおり。

3. 許可の条件

中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成5年7月1日	指令廃対第338号	新規許可
平成21年10月27日	—	変更届（保管面積の縮小）
平成24年11月27日	指令産廃第744号	変更許可（焼却（蒸留・焼却施設）の追加）
平成25年9月6日	指令東環第109-2号	更新許可
平成26年12月22日	指令産廃第873-1号	変更許可（品目1種類で1,4-ジオキサンの追加）

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は扱うことができるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
鉛又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
有機燐化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
砒素又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
シアン化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル		-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン		-	-	-	-	○	-	-	-
テトラクロロエチレン		-	-	-	-	○	-	-	-
ジクロロスタン		-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素		-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン		-	-	-	-	-	-	-	-
テウラム		-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン		-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ		-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン		-	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物		-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン		-	-	-	-	○	-	-	-
ダイオキシン類		-	-	-	-	-	-	-	-



別記2

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
蒸留・焼却施設	蒸留 45.0 t/日 (8時間)	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。) 以上2種類	平成5年7月1日
	焼却 16.0 t/日 (8時間)		平成9年12月1日 平成9年12月1日 特産5-17

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管の面積	保管の高さ等
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 1,4-ジオキサンを含むものに限る。) 以上2種類	39.0 m ²	2.9 m(屋内) (200Lドラム缶×168個) (18L石油缶×1,080個)
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 1,4-ジオキサンを含むものに限る。) 以上2種類	39.0 m ²	2.9 m(屋内) (200Lドラム缶×240個)
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 1,4-ジオキサンを含むものに限る。) 以上2種類	39.0 m ²	2.9 m(屋内) (200Lドラム缶×240個)
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 1,4-ジオキサンを含むものに限る。) 以上2種類	39.0 m ²	2.9 m(屋内) (200Lドラム缶×240個)